

もしもの時に備えましょう

## 木造住宅耐震診断者派遣事業



木造住宅の倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

※耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

### ▼該当する建物

昭和56年5月31日以前着工の一戸建ての住宅など(その他条件あり)

### ▼条件

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

### ▼募集戸数

2戸  
※先着順です。定数になり次第締め切ります。

### ▼申込期限

令和5年1月31日(※)

### ▼申し込み方法

都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象となるか確認します。

※事前相談の前に、住宅の建築年や構造を調べておいてく

ださい。

### ▼必要書類

①木造住宅耐震診断者派遣申請書

②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証など)の写し

③町税の完納証明書

④対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)

※③④は証明手数料が300円かかります。

※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

### ▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)



ヘルメットを着用しましょう

## 高校生等自転車用ヘルメット購入補助金



「群馬県交通安全条例」の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施します。

### ▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の要件を満たす人

●申請日に中高生と保護者が町内に住所を有していること

●ヘルメットの購入から1年以内であること

※補助金の交付は中高生1人に対し1回限りです。

### ▼ヘルメットの安全基準

●SGマーク

●JCFマーク

●CEマーク

●GSマーク

●CPSマーク

●その他町長が認めるもの

### ▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の

1(1000円未満切り捨て)で、上限2,000円。

### ▼申請に必要なもの

□申請書

□領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)

□ヘルメット付属の保証書または取扱説明書

□安全基準を満たしていることがわかる書類

□通帳など(振込先がわかるもの)

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)



乳幼児の安全のために

## チャイルドシート購入補助金



6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務付けられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

### ▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町内に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- チャイルドシートの購入から1年以内であること

● 町税を滞納していないこと  
※補助金の交付は幼児1人に対し1回限りです。

### ▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、上限8,000円

### ▼申請に必要なもの

- 申請書
  - 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
  - チャイルドシート付属の品質保証書または取扱説明書
  - 通帳など(振込先がわかるもの)
- ▼問い合わせ先  
総務課 協働安全室  
☎26・2243(直通)

後付けの装置に限ります

## 自動車誤発進防止装置設置費補助金



### ▼対象

次の全てに該当する人  
● 申請日に町内に住所を有していること

● 申請日に満70歳以上であること

● 自動車運転免許証を保有していること

● 町税を滞納していないこと  
※申請回数は1回限りです。

### ▼補助金額

後付けの自動車誤発進防止装置の購入および設置に係る費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円

### ▼申請に必要なもの

- 申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
- 取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)
- 装着状況がわかる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先がわかるもの)

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26・2243(直通)

## バナー広告募集中

町ホームページにバナー広告掲載を希望する企業を募集しています。

### 掲載料金

- 町内に事業所がある場合  
… 1カ月 2,000円
- 町外に事業所がある場合  
… 1カ月 3,000円

### 掲載場所

町ホームページトップページ

### 規格

縦50ピクセル×横150ピクセル



詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※掲載希望月の前々月末日までに申し込みしてください。

- 問い合わせ先  
企画財政課 企画室  
☎26-2241(直通)

## 令和5年住宅・土地統計調査単位区設定を実施します

令和5年10月に実施する住宅・土地統計調査の調査区を決定するために、単位区設定を行います。1月中旬から2月中旬にかけて、指導員が住宅などの建物の位置や戸数、道路や河川などの調査区境界となる目標物を確認します。ご理解とご協力をお願いします。

▶期日  
令和5年2月1日(※)

▶対象地域  
令和2年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する調査区

- ▶問い合わせ先  
企画財政課 企画室  
☎26-2241(直通)